

消防法の一部を改正する法律について

(昭和 49 年 6 月 25 日消防予第 91 号・消防安第 66 号)

第 72 回国会で成立した消防法の一部を改正する法律は、昭和 49 年 6 月 1 日法律第 64 号をもって公布された。

今回の消防法(以下「法」という。)の改正は、火災時における人命の安全を確保するため、百貨店、地下街、複合用途防火対象物、旅館、病院等多数の者が出入する防火対象物については、既存のものについてもスプリンクラー設備その他の消防用設備等の設置を義務付けるとともに、消防用設備等の維持管理及び防火管理体制の強化を図ることとし、あわせて移送取扱所等の規制につき所要の措置を講じようとするものである。貴職におかれては、今回の法改正の趣旨を十分把握され、下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、管下市町村に対してもこの旨を示達し、よろしく御指導願いたい。

記

第 1 防火管理に関する事項

消防長又は消防署長は、防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は消防計画に従って行われていないと認める場合には、防火対象物の管理について権原を有する者に対し、当該業務が法令の規定又は消防計画に従って行われるよう必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとされたこと(法第 8 条第 4 項)。

ア 本項は、従来、防火管理者が行うべき防火管理が適正に行われていない事例が見受けられることにかんがみ、このような場合には、消防機関が防火対象物の管理について権原を有する者に対し、必要な措置を講ずるように命じることができるようにしたものであること。

イ 本項は、防火管理業務が適正に行われていないことの危険性に着目し、これを是正させる趣旨のものであること。したがって、防火対象物自体の位置、構造、設備又は管理の状況が火災予防上又は火災時における人命安全上支障がある場合には、従来どおり、法第 5 条の対象となるものであること。

ウ 本項を発動できるのは、防火管理者が消防計画を定めていない場合(消防法施行令(以下「令」という。)第 4 条第 3 項違反)、消防計画を届け出していない場合(消防法施行規則第 3 条第 1 項違反)、避難訓練が行われていない場合(令第 4 条第 3 項違反)等防火管理業務が法令の規定に従って行われていない場合又は消防計画に従った防火管理業務が行われていない場合であること。

エ 本項の違反については、罰則が設けられていること(法第 42 条第 1 項第 1 号)。

オ 本項は、昭和 49 年 7 月 1 日から施行されるものであること(改正法附則第 1 項第 1 号)。

カ なお、法第 8 条第 1 項及び第 8 条の 2 第 1 項の規定の改正が行われたが、これらはそれぞれいわゆる「既存遡及」の対象となる防火対象物のうち、昭和 52 年 4 月 1 日から改正規定が施行されるもの(改正法附則第 1 項第 3 号)の範囲を明確にし(法第 8 条第 1

項)及び法第 8 条第 4 項の改正に伴う規定の整備を行った(法第 8 条の 2 第 1 項)もの
あり、防火管理に関する従来の解釈については何ら変更をきたさないものであること。

第 2 危険物の規制に関する事項

(略)

第 3 消防用設備等に関する事項

1 地下街における消防用設備等の規制の強化

地下街については、従来地下工作物内の店舗、飲食店等をそれぞれ個々に防火対象物としてとらえ、それぞれの用途及び規模に応じて消防用設備等に関する規定を適用してきたが、地下道を含め、これに面して連続して設けられた店舗、飲食店等を一体として消防用設備等を設置させる必要があるので、今回地下街を一の防火対象物としてとらえ、法第 17 条第 1 項の防火対象物に加えることとされたものであること(法第 17 条第 1 項)。

ア 地下街とは、法第 8 条の 2 第 1 項に規定する地下街をいうものであること。

イ 地下街における消防用設備等の設置及び維持に関する技術上の基準については、お
って政省令で定められるものであること。

ウ 本項は、昭和 49 年 7 月 1 日から施行されるものであること(改正法附則第 1 項第 1
号)。

2 特定防火対象物についての特例

(1) 百貨店、地下街、複合用途防火対象物、旅館、病院その他多数の者が出入する特定防
火対象物については、既存のものであっても、法第 17 条の消防用設備等の技術上の基準
に従って消防用設備等を設置し、維持しなければならないものとされたこと(法第 17 条の
2 第 2 項第 4 号)。

ア 本号は、特定防火対象物については、火災時における人命の危険度が、きわめて高
いことにかんがみ、特定防火対象物における消防用設備等の設置及び維持に関する技
術上の基準を遡及して適用しようとするものであること。

イ 特定防火対象物に含まれる複合用途防火対象物は、政令で定めるものに限るものと
されているが、これについては、別表第 1(1 6)項イに掲げる防火対象物を予定してい
ること。

ウ 特定防火対象物の範囲は、百貨店、旅館、地下街及び複合用途防火対象物(イに掲げ
るものに限る。)のほか政令で定めることとされているが、これについては、令別表第
1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、及び(9)項イに掲げる防火対象物を予定して
いること。

エ 本号は、昭和 52 年 4 月 1 日(百貨店、地下街及び複合用途防火対象物以外の防火対
象物にあつては昭和 54 年 4 月 1 日)に施行されることとされているが、現実に本号の
規定が適用されるのは、同号に規定する消防設備等の技術上の基準に関する法令又は
条例の制定又は改廃が行なわれた場合である。

(2) 法第 17 条第 1 項の防火対象物の用途が特定防火対象物の用途に変更された後の当該特

定防火対象物については、法第 17 条の消防用設備等の技術上の基準に従って消防用設備等を設置し、維持しなければならないものとされたこと(法第 17 条の 3 第 2 項第 4 号)。

- (3) 改正後の法第 17 条の 2 第 2 項第 4 号又は第 17 条の 3 第 2 項第 4 号の規定が施行される日において現に存する特定防火対象物又は現に新築、増築、改築等の工事中の特定防火対象物に係る消防用設備等で従来改正前の法第 17 条の 2 第 1 項又は第 17 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けていたものについては、当該施行日以後は改正後の法第 17 条の 2 第 1 項又は第 17 条の 3 第 1 項の規定を適用しないこととされたこと(改正法附則第 4 項)。

この改正法附則第 4 項は、昭和 52 年 4 月 1 日(百貨店、地下街及び複合用途防火対象物以外の防火対象物にあつては、昭和 54 年 4 月 1 日)において現に存する不適格特定防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替の工事中の不適格特定防火対象物に係る消防用設備等について、法第 17 条の技術上の基準に関する規定を遡及適用することとしたものであること。

なお、昭和 52 年 4 月 1 日以降又は昭和 54 年 4 月 1 日以降消防用設備等に関する技術上の基準に関する規定の制定又は改廃が行われた場合は、改正法第 17 条の 2 第 2 項第 4 号又は、第 17 条の 3 第 2 項第 4 号の規定により、当該制定又は改廃後の新しい技術上の基準に関する規定が適用されることになる。

- (4) 国及び地方公共団体は、改正法附則第 4 項の規定により、改正後の法第 17 条の 2 第 2 項第 4 号又は第 17 条の 3 第 2 項第 4 号の規定が施行される日以後改正後の法第 17 条の 2 第 1 項又は第 17 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けないこととなる消防用設備等に係る防火対象物の関係者が改正後の法第 17 条第 1 項の規定による技術上の基準に適合させるために行う当該消防用設備等の設置に係る工事又は整備について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めることとされたこと(改正法附則第 6 項)。

ア 本項は、今回の法改正により既存の防火対象物にスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を義務付けることにした場合に、当該防火対象物の関係者に対し経済的な負担を課することになるとともに、具体的に消防用設備等を設置するにあたり技術的な問題を生ずる場合があるので、国及び地方公共団体は、資金のあつせん、技術的な助言、その他の措置を講ずることにより既存防火対象物における消防用設備等の設置を促進するよう努めることとされたものであること。

イ 本項は、消防用設備等の設置は防火対象物の関係者の義務であるとともに、特に既存防火対象物における消防用設備の整備については国及び地方公共団体においてもそれを積極的に推進すべき責務があることを明確にしたものであり、都道府県及び市町村においても、消防用設備等の設置に対する融資制度の新設、拡充等につき今後積極的に取り組む必要があるものであること。なお、国においても法改正に伴い新しい金融上及び税制上の措置を実施することとしているが、その詳細については、別途通知する予定であること。

ウ 「その他の措置」とは、例えば、税制上の優遇措置などをいうものであること。

- (5) 法第 17 条の 2 第 2 項及び第 17 条の 3 第 2 項の改正規定中百貨店、地下街及び複合用途防火対象物に係る消防用設備等に係る部分は、昭和 52 年 4 月 1 日から、その他の特定防火対象物に係る消防用設備等に係る部分は昭和 54 年 4 月 1 日から施行されるものであること(改正法附則第 1 項第 3 号及び第 4 号)。

3 消防用設備等の検査

法第 17 条第 1 項の防火対象物のうち一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等を設置したときは、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならないこととされたこと(法第 17 条の 3 の 2)。

ア 従来消防用設備等を設置する場合には、当該設置工事についての着工届を当該工事を行う消防設備士が、消防機関に提出することとし、事前に消防機関の指導を受けることとしていたが、本条は、さらに工事完了後果たして当該設置が技術上の基準に従って行われたかどうかを検査し、確認することにしたものであること。

イ 検査を受けなければならない防火対象物としては、特定防火対象物で延べ面積が 300 平方メートル以上のもの及び消防長又は消防署長が指定する防火対象物を政令で定める予定であること。

ウ 検査の対象となる消防用設備等は、令第 7 条に定める消防用設備等のうち簡易消火用具及び非常警報器具を除くすべてのものを予定していること。

エ 届出の時期及び様式、検査の時期、検査済証の様式及び取扱い等は、おって自治省令で定める予定であること。

オ 本条の違反については、罰則が設けられていること(法第 44 条第 3 号の 2 及び第 6 号)。

カ 本条は昭和 50 年 4 月 1 日から施行されるものであること(改正法附則第 1 項第 2 号)。

4 消防用設備等についての点検及び報告

法第 17 条第 1 項の防火対象物のうち一定のものの関係者は、当該防火対象物における消防用設備等について、定期的に、特定の防火対象物にあつては消防設備士又は自治大臣が認める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないこととされたこと(法第 17 条の 3 の 3)。

ア 本条は、防火対象物の関係者に消防用設備等の定期点検及び報告を義務付けることにより、消防用設備等の維持管理の徹底を図ろうとする趣旨であること。

イ 本条による点検及び報告をしなくてもよい防火対象物として、令別表第 1(20)項に掲げる舟車を政令で定める予定であること。

ウ 「自治大臣が認める資格を有する者」の範囲については、告示で定める一定の講習を実施することとし、当該講習の課程を修了した者を認める予定であること。

エ 「点検」とは、消防用設備等が技術上の基準どおり設置されているかどうかのチェック及び消防用設備等の機能が十分発揮できるかどうかのチェックをいうものであること。

オ 消防設備士又は自治大臣が認める資格を有する者に点検させなければならない防火対象物として、特定防火対象物で延べ面積が1,000平方メートル以上のもの及び消防長又は消防署長が指定する防火対象物を政令で定める予定であること。

カ 自治省令で定める事項としては、点検の方法、点検する期間、点検基準、点検結果の報告期日、報告様式等を予定していること。

キ 本条の違反に対しては、罰則が設けられていること(法第44条第7号の3)。

ク 本条は、昭和50年4月1日から施行されるものであること(改正法附則第1項第2号)。

5 消防設備士の業務及び講習

(1) 消防用設備等の整備については、消防設備士でなければ行ってはならないこととされたこと(法第17条の5)。

ア 本条は、従来消防用設備等についての知識・技能がないのにその整備を行ったために事故が生じた例が多かったことにかんがみ、消防用設備等が常時十分な機能を発揮できるようにするため、すべての消防用設備等について消防設備士にその整備を行わせようとするものであること。

イ 整備のうち表示灯の交換等軽微なものについては、消防設備士でなくても行ってよいものとするよう政令で定める予定であること。

ウ 本条は、昭和49年7月1日から施行されるものであること(改正法附則第1項第1号)。

(2) 消防設備士は、都道府県知事が行う消防用設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならないこととされたこと(法第17条の8の2)。

ア 消防用設備等に関する技術の進歩に伴い、これらについての基準も改正されてきており、それに対応して消防設備士の資質の向上を図るため、消防設備士に再講習の受講を義務付けようとするものであること。

イ 消防設備士がこの規定に基づく講習を受けなかった場合は、法第17条の7第2項の規定により、消防設備士免状の返納を命ずることができるものとする。

ウ 講習の実施方法、内容等については、おって自治省令で定める予定であること。

エ 本条は、昭和49年7月1日から施行されるものであること(改正法附則第1項第1号)。

第4 罰則に関する事項

(1) 次の表のとおり罰金額を引き上げることとされたこと(法第9章)。

改正前の罰金額	改正後の罰金額
20万円	30万円
10万円	20万円
5万円	10万円
3万円	5万円

2 万円	5 万円
1 万円	3 万円

- (2) 法第 46 条の改正により、直ちに、条例準則に変更をきたすものではないこと。
- (3) 改正法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされたこと(改正法附則第 7 項)。